

石卷港港湾計画書

— 一部変更 —

平成21年8月

石卷港港湾管理者

宮 城 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年1月第28回宮城県地方港湾審議会
- ・平成17年3月交通政策審議会第13回港湾分科会

の議を経た石巻港の港湾計画を一部変更するものである。

目 次

変更理由	1
1. 外郭施設計画	2
2. 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するため に必要な施設	3
3. 船舶の物資補給等への対応	3

変更理由

1. 長周期波に対して港内の静穏を適切に確保するため、雲雀野地区において、外郭施設計画を変更する。
2. 作業船等の待機、物資補給等及び荒天時における離島定期航路の船舶の係留のため、釜地区において、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を計画する。

1. 外郭施設計画

長周期波に対して港内の静穏を適切に確保するため、防波堤のうち以下の施設について計画を変更する。

[外郭施設計画]

防波堤

雲雀野地区

南防波堤 延長 2,530 m (うち 1,730 m 既設、
200 m 既定計画) [既定計画の変更計画]

防波堤 (波除) 180 m 撤去 [既定計画の変更計画]

既定計画

雲雀野地区

南防波堤 延長 2,630 m

防波堤 (波除) 240 m 撤去

2. 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設として、以下の施設について計画を変更する。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

雲雀野地区

南防波堤 延長 2,530 m (うち 1,730 m 既設、
200 m 既定計画) [既定計画の変更計画]

既定計画

雲雀野地区

南防波堤 延長 2,630 m

3. 船舶の物資補給等への対応

作業船等の待機、物資補給等及び荒天時における離島定期航路の船舶の係留のため、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

[物資補給等のための施設]

釜地区

水深 4.5 m 岸壁 5 バース 延長 380 m

石巻港港湾計画位置図

